



第2次多古町地域福祉活動計画

〈令和8年度～令和12年度〉

令和8年3月 多古町社会福祉協議会



目次

1. 計画の策定にあたって.....	1
(1) 策定の趣旨.....	1
(2) 計画の役割と位置付け.....	2
(3) 計画期間.....	3
(4) 計画の策定体制.....	3
2. 地域福祉をとりまく現状と課題.....	4
(1) 各種データからみる現状.....	4
(2) アンケート・ヒアリングからみる現状.....	7
(3) ワークショップからみる現状.....	10
(4) 多古町社会福祉協議会の活動状況.....	10
3. 計画の基本的な方向性.....	14
(1) 基本理念.....	14
(2) 基本目標.....	14
(3) 施策の展開（地域福祉活動計画）.....	15
基本目標1 共に支え合うまち（支え合う心・福祉の意識醸成）.....	16
基本目標2 共に助け合うまち（地域における助け合い・活動の充実）.....	18
基本目標3 みんなにやさしいまち（包括的なケア体制の構築・支援提供）.....	21
4. 計画の推進に向けて.....	24
(1) 地域福祉活動の推進.....	24
(2) 地域福祉活動を担う主な主体の役割.....	24
(3) 計画の推進に向けて.....	26
5. 資料編.....	27

1. 計画の策定にあたって

(1) 策定の趣旨

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、みんなで住みよい地域づくり・福祉のまちづくりを目指した様々な活動や取組を行っています。また、令和3年3月には、これらの活動・取組についてとりまとめた、「多古町地域福祉活動計画」の策定を行いました。

急速に進む社会の変化等により、これまで地域内で自然に形成されていた助け合いや交流も減少し、孤立を感じる人々が増えている現状があります。人と人が交流し、集うことは地域福祉の根幹でもあります。現状をふまえ、多古町における地域福祉の推進を今後一層図っていくことは大変重要です。

社会情勢としても、地域福祉に関する課題は多様化・複雑化しており、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもり、孤独・孤立、自殺、虐待など、様々な問題が複合化した課題も顕在化しています。また、多古町においても、人口減少や少子高齢化の進行による担い手不足、地域のつながりの希薄化の進行がみられ、さらなる地域福祉の推進が求められます。

社会福祉協議会としてのこれからの活動・取組についてとりまとめる新しい計画として「第2次多古町地域福祉活動計画（以下、「本計画」という）」を策定しました。

地域に暮らす人が、地域を担う一員として自分の地域について考え、行動・活動できる地域にしていくため、そしてその行動・活動を社会福祉協議会としてもしっかりと支援できるよう、これまでの取組成果を次の活動に活かし、今後も各種活動・取組を行っていきます。

● 地域福祉ってなに？

地域福祉とは、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、町などがみんなで協力し合いながら、地域の福祉課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して生活できる地域社会の実現を目指す取組です。

地域福祉を進めるためには、地域に関わるすべての人が他人事ではなく自分事として主体的に関わる考え方が大切です。

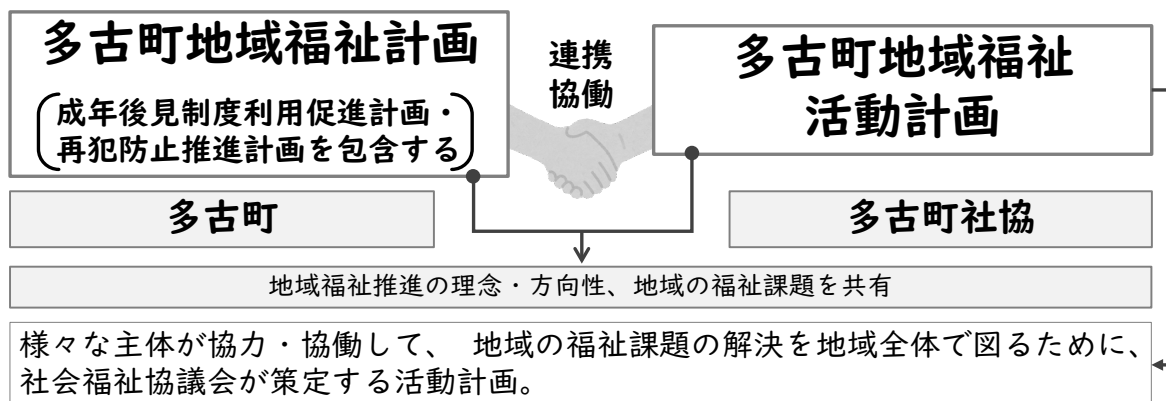
「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、役割分担と協働のもとで取り組んでいきましょう。



(2) 計画の役割と位置付け

本計画は、住民、ボランティア、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等の各種主体が協力して、地域全体で日常生活上の不安の解消や地域の福祉課題の解決を図り、地域福祉を推進していくための活動・行動を具体的に示す計画であり、社会福祉協議会が策定します。

また、本計画と多古町が策定する地域福祉計画を地域福祉推進の両輪として位置付け、地域課題を共有し、両計画が相互に連携しながら補強・補完しつつ一体的に各種取組を推進していきます。

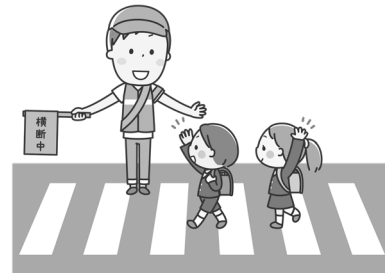


● 社会福祉協議会では、こんな活動をしています

多古町社会福祉協議会は、地域のみなさまといっしょに、安心して暮らせるまちづくりのために活動している団体です。

地域のみなさまの参加と協力で、次のような事業をすすめています。

- ボランティア募集
- 赤い羽根共同募金
- 在宅福祉サービス
- 貸出（車いす、高齢者疑似体験セット）
- 外出支援サービス
- 日常生活自立支援事業
- 相談事業
- 貸付事業
- 介護保険事業



(3) 計画期間

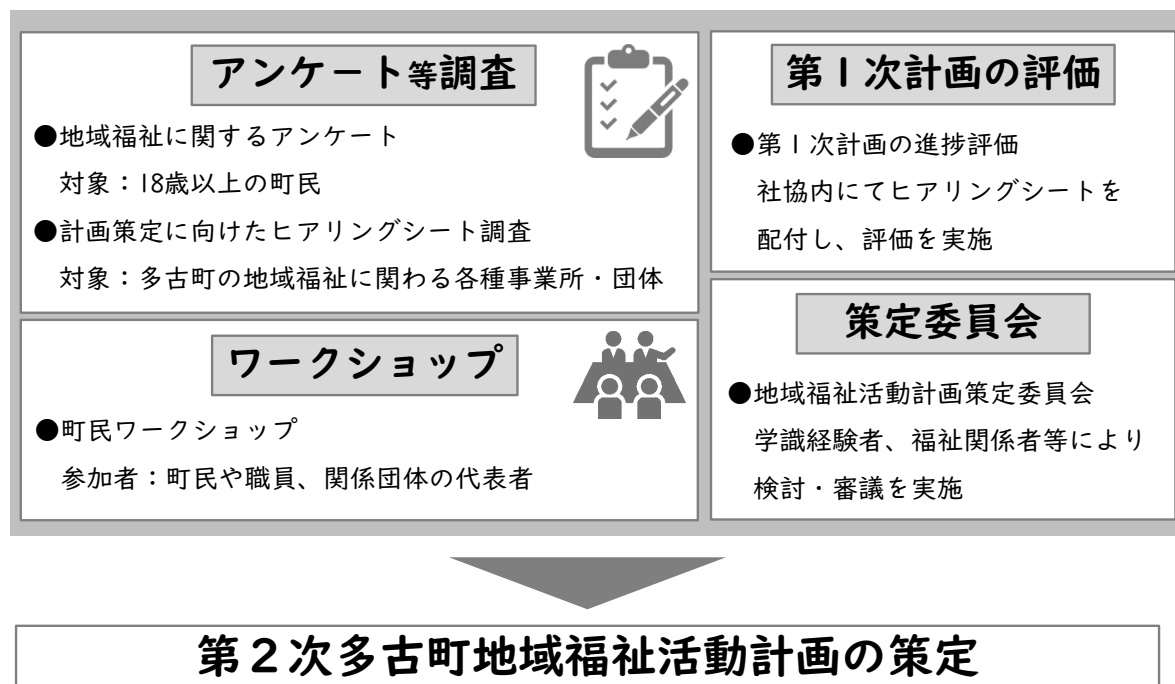
本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とします。社会情勢の大きな変化等があった際は、必要に応じ見直しを行います。

年号(年度)	～令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13～
西暦(年度)	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031～
多古町地域福祉活動計画 (本計画)	第1次	第2次地域福祉活動計画					次期
多古町地域福祉計画	第1次	第2次地域福祉計画					次期

(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、住民アンケートや関係団体・事業所ヒアリング、町民ワークショップを開催し、地域の状況や課題などの把握や意見聴取を行いました。また、社会福祉協議会にてヒアリングを実施し、第1次計画の評価を行い、住民等の意見とともに計画の基礎としました。

これら各種意見や情報をもとに、地域福祉活動計画策定委員会において協議いただき策定しました。

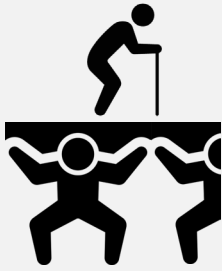


2. 地域福祉をとりまく現状と課題

(1) 各種データからみる現状

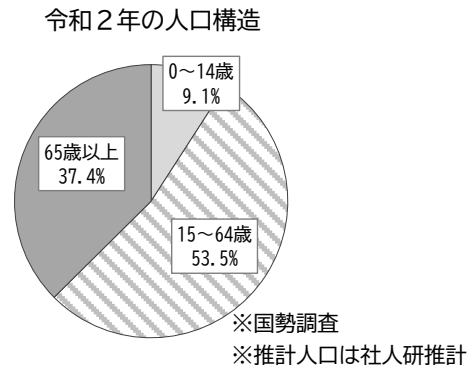
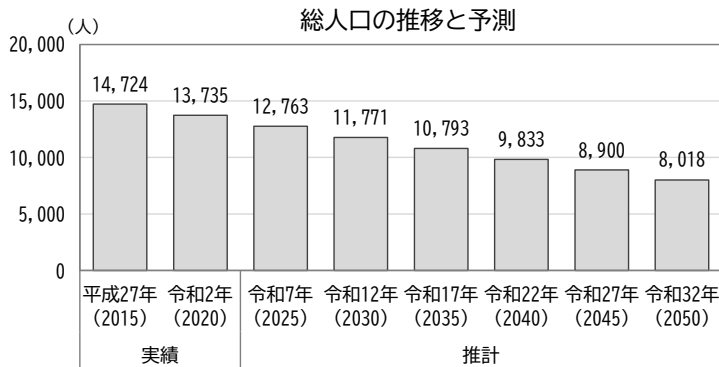
総人口と人口推計結果をみると、

人口減少が進行しており、約3人に1人以上が高齢者となっています。



多古町の人口は、令和2年で13,735人となっていますが、今後減少が続くことが想定されています。

また、令和2年時点の年齢構造をみると、高齢化率が37.4%となっており、高齢者1人を1.4人の生産年齢人口で支える人口構造となっているほか、年少人口についても1割を切る状況となっています。



← グラフ等で示す値は、四捨五入により合計が100%にならない場合や、合計と内訳が合わない場合があります。(以下同様)

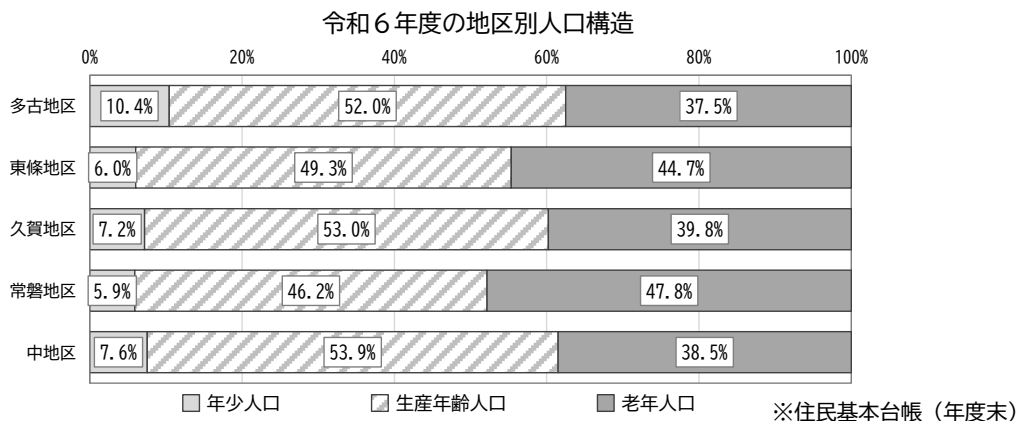
地区別人口をみると、

特に東條地区と常磐地区の少子高齢化が進行しています。



多古町における地区ごとの人口構造をみると、年少人口は多古地区で10.4%となっている以外は1割未満となっています。

また高齢化率は、東條地区と常磐地区では4割を超えており、少子高齢化が進行している状況がみられます。

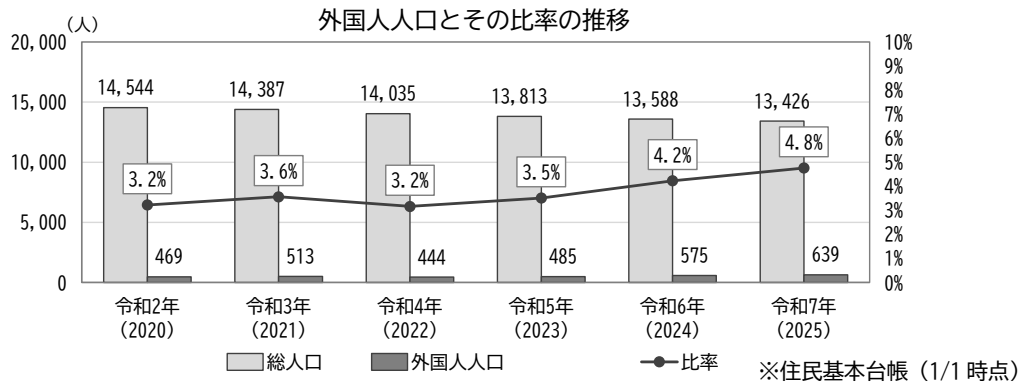


外国人人口をみると、

外国人人口は増加傾向となっており、**人口の約5%が外国人**となっています。



多古町の外国人人口は、概ね増加傾向で推移しており、令和7年には639人となっています。
総人口に対する比率としても4.8%となっている状況です。

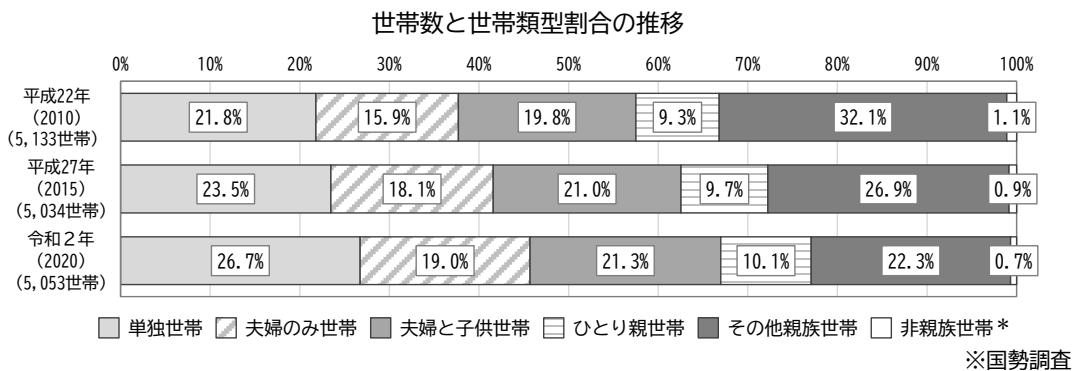


世帯の状況をみると、

ひとり暮らし世帯や核家族世帯が増加傾向となっています。



多古町における世帯の割合をみると、ひとり暮らし世帯の割合が増加傾向となっています。また、「夫婦のみ」「夫婦と子供」といった核家族世帯が占める割合も大きくなっています。



多古町の世帯の状況

多古町には、令和2年時点で1,351世帯のひとり暮らし世帯があります。そのうち、65歳以上の方のひとり暮らし世帯は、何%でしょうか？

ヒント：全国の状況

- ・ひとり暮らし世帯：21,151,042世帯
- ・65歳以上の方のひとり暮らし世帯：6,716,806世帯
- ・占める割合は、**31.8%**

正解は

- ・ひとり暮らし世帯：1,351世帯
- ・65歳以上の方のひとり暮らし世帯：607世帯
- 占める割合は、**44.9%**

国勢調査データを利用

*：非親族世帯：2人以上住んでいる世帯で、世帯主と親族関係にある人が1人もいない世帯。

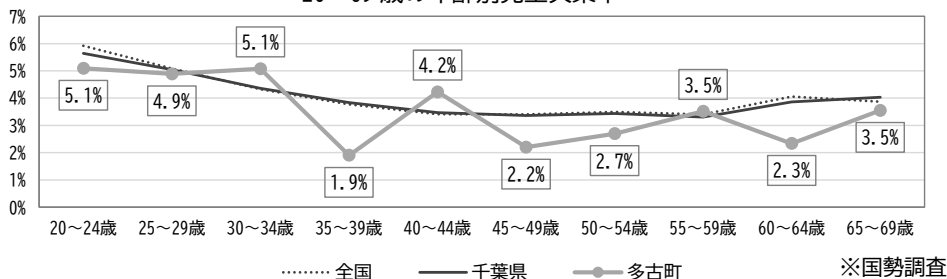
完全失業率（働く意欲と能力があるが、就業の機会がない人の割合）をみると、

30代前半・40代前半の完全失業率が、国や県より高くなっています。



多古町の20～69歳における年齢別完全失業率をみると、国や県と同程度か低い年齢層が多くなっていますが、30～34歳・40～44歳では高くなっています。

20～69歳の年齢別完全失業率



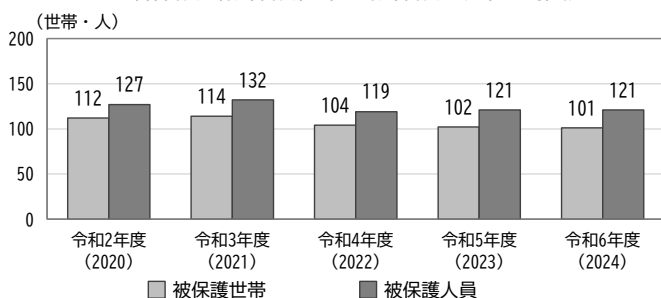
生活保護の状況をみると、

生活保護世帯・人員はほぼ横ばいで半数以上が70歳以上となっています。



生活保護に関して、被保護世帯・人員ともにほぼ横ばいで推移しており、令和6年の被保護人員は半数以上が70歳以上となっています。

生活保護（被保護世帯・被保護人員）の推移



令和6年の被保護人員年齢別割合



生活困窮者自立支援制度の状況をみると、

コロナ禍・コロナ後の就労に関する支援・相談が多くなっています。



多古町の生活困窮者自立支援制度の状況をみると、新規相談やプラン作成については、増減しながら推移しています。

また、就労支援については、令和3・4年度に増加しています。

生活困窮者自立支援制度における支援状況

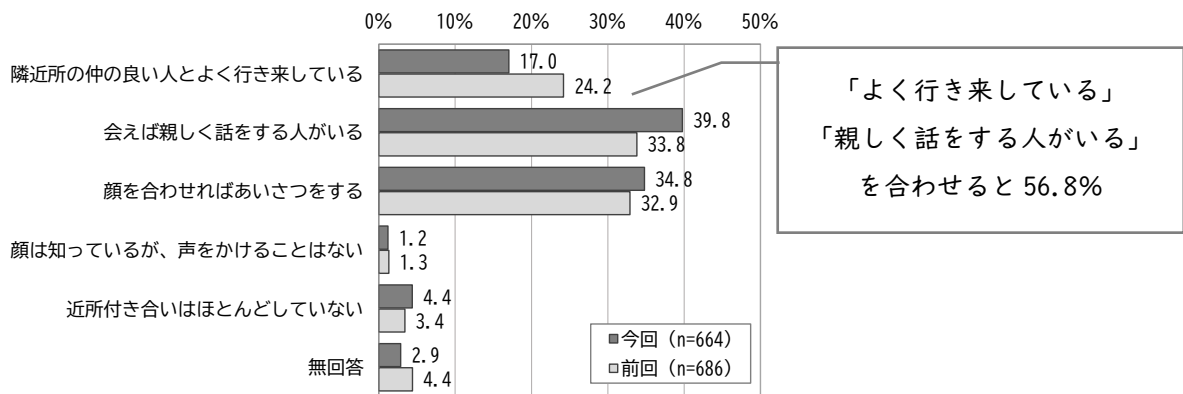
	新規相談件数	プラン作成件数	就労支援対象者数	法に基づく事業等利用件数	就労・増収者数
令和2年度 (2020)	38件	11件	9人	14件	3人
令和3年度 (2021)	12件	15件	13人	26件	3人
令和4年度 (2022)	29件	14件	10人	25件	4人
令和5年度 (2023)	17件	13件	4人	12件	4人
令和6年度 (2024)	12件	3件	1人	3件	4人

※中核地域生活支援センター 香取 CCC

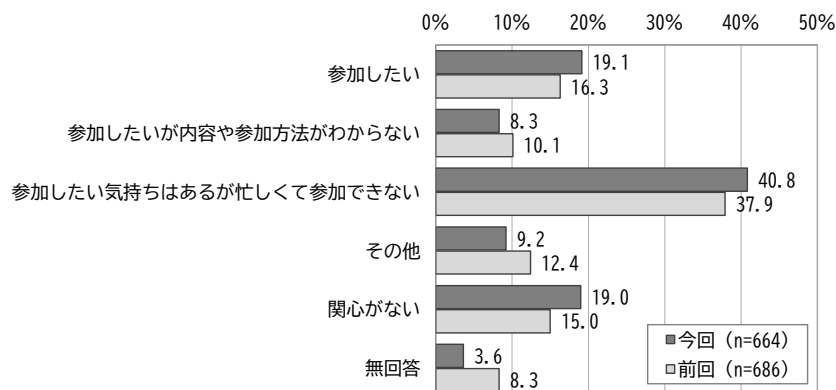
(2) アンケート・ヒアリングからみる現状

① 町民アンケートについて

近所付き合いの様子	<ul style="list-style-type: none"> ● 近所付き合いとして、「会えば親しく話をする人がいる」が39.8%と最も多くなっています。 ● 10～40歳代では「顔を合わせればあいさつをする」が最も多く、<u>年齢が下がる</u>と近所付き合いも希薄になる傾向にあります。 ● 前回調査と比較しても、「隣近所の仲の良い人とよく行き来している」が減少しており、<u>親密な近所付き合いは減少傾向</u>です。 ● <u>近所付き合いがない理由</u>としては、「近所付き合いはわずらわしいと感じるから」が最も多くなっていますが、「<u>どのように関われば良いかわからないから</u>」も<u>次いで多くなっている</u>ため、機会やきっかけがあれば近所付き合いに発展する可能性も高いです。
-----------	--

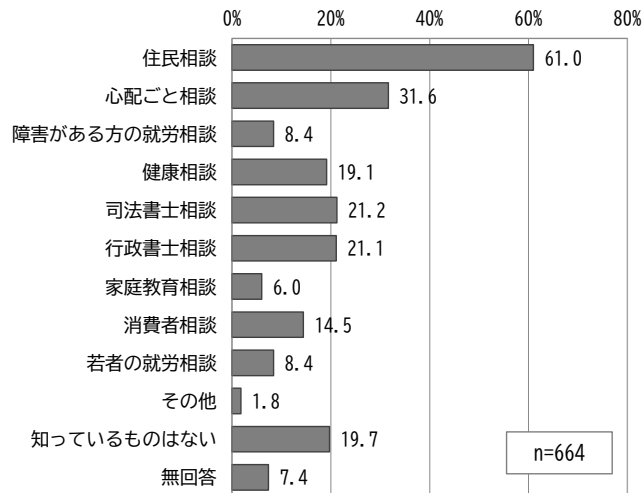


地域の活動への参加意向について	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後のボランティア活動への参加意向としては、「<u>参加したい</u>」や「<u>参加したい気持ちはある</u>」を合わせると <u>68.2%</u>となっています。 ● 参加したい気持ちはあるが「忙しくて参加できない」という方が40.8%です。 ● 地域活動等への参加についても「時間があるときに参加する」が多くなっており、地域活動・ボランティア活動参加への<u>時間の確保が参加のネック</u>となっています。 ● 10・20歳代では、ボランティア活動への参加について「<u>関心がない</u>」が <u>52.0%</u>と過半数です。啓発・意識醸成の取組も重要となっています。
-----------------	--



困りごとや
相談・情報発信
について

- 住んでいる地域の心配ごととしては、「地域の防犯・防災などの安全面」が最も多く、前回調査と比較しても大きく増加しています。受けたいと思う支援や協力としても、「防犯のための巡回」が多く、安全・安心に関する項目が挙がっています。
- 「相談する人がいない」は1.2%で、相談先がない方もいる状況です。
- 相談窓口を求めることは「プライバシーが守られる」が52.1%と最も多く、個人情報の保護を求める声や、「1か所で色々な相談ができる」についても44.0%となっており、相談体制のワンストップ化の意見も挙がっています。



社会福祉協議会
について

- 社会福祉協議会の認知度としては 87.3%となっており、前回調査の86.8%と大きく変わらない結果となりました。
- 社会福祉協議会の活動やサービスに関する認知度としては、「ボランティアセンターの活動」が26.7%、「福祉車両による送迎サービス」が56.6%、「ひとり暮らし高齢者などへの声かけ・見守り運動」は55.1%となっています。
- ボランティア活動への参加意向として「参加したいが内容や参加方法がわからない」という方のうち 81.8%の方が「ボランティアセンターの活動を知らない」と回答しており、ここの周知・情報発信ができると、新たなボランティアへの参画につながる可能性も高いです。
- また、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を、「利用したい」方は16.1%となっているため、ニーズに応える制度体制の構築も必要な取組です。

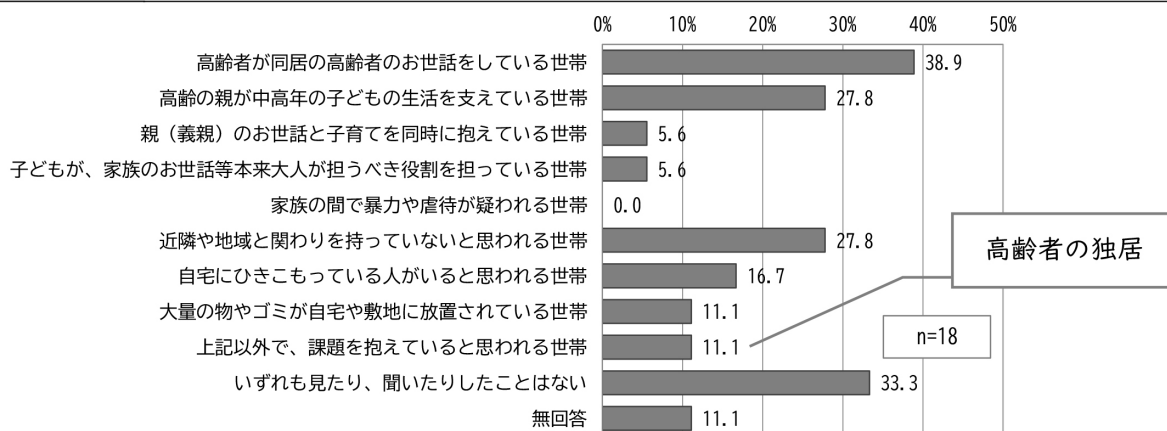
これからの
福祉のあり方
について

- 地域福祉の推進に向けた行政と地域の関係は「行政と地域が協力しあい、ともに取り組むべきだ」が54.2%と最も多く過半数となっており、協働の意識が醸成されています。
- 今後の重要な福祉施策としては、「身近な場所で相談できる窓口の充実」「緊急時や災害時に地域で助け合う仕組みづくり」が多くなっています。また、前回調査と比較して最も増加しているのが「福祉意識を高めるための広報、啓発の推進」となっており、重要性の高まりがみられます。

②事業所・団体ヒアリングについて

<p>運営上の課題 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所・団体の運営等に関する課題としては、「<u>メンバーが高齢化している</u>」が72.2%、「<u>リーダー（後継者）のなり手がいない</u>」が66.7%と多くなっています。 ●若年層の参画は、「<u>仕事や子育てとの両立が難しい</u>」という面もあり、他にも「<u>人材募集や活動内容に関する情報発信の難しさに関する意見も</u>」挙がっています。
------------------------	--

<p>活動する中で 感じる課題 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●多古町の地域で気になることとしては、「<u>世代を超えた交流が少ない</u>」が66.7%と最も多くなっており、「<u>多世代交流の促進が求められています</u>」。また、「<u>地域の行事や活動に参加する人が少ない</u>」が38.9%、「<u>災害など、緊急時の協力体制が不十分</u>」が27.8%となっており、「<u>積極的に参画する意識の醸成も重要</u>」な項目となっています。 ●活動や事業を実施する中で見聞きする、「<u>困りごと等を抱えている世帯</u>」としては、「<u>老々介護(38.9%)</u>」「<u>8050・9060問題(27.8%)</u>」「<u>孤立世帯(27.8%)</u>」「<u>ひきこもり(16.7%)</u>」「<u>ゴミ屋敷(11.1%)</u>」が<u>1割を超えており、注意が必要です</u>。 ●特に気になること・近年顕著になっていることとしては、<u>高齢者の孤独・孤立や、高齢者の自宅を訪問するとゴミの放置が散見されている状況が</u>挙がっています。また、<u>福祉意識の低下</u>についても意見があります。
----------------------------------	--



<p>今後の活動・ 取組について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●他団体との連携については、「<u>町役場(83.8%)</u>」や「<u>社会福祉協議会(72.7%)</u>」は多くの団体・事業所が連携しているほか、「<u>老人クラブ(50.0%)</u>」「<u>こども園・学校(44.4%)</u>」についても<u>半数程度連携している状況</u>となっています。 ●今後の連携希望としては、「<u>ボランティアセンター(27.8%)</u>」「<u>NPO・ボランティア団体(27.8%)</u>」が多くなっており、「<u>新たな連携の構築も重要</u>」です。 ●今後の活動としては、<u>研修や技術の取得・工夫による各種取組の拡充や改変等</u>の意見が挙がっており、<u>活動を知ってもらうことや、会員募集に向けた周知を</u>挙げている団体・事業所も多くなっています。 ●多古町の地域福祉の推進に向けては、「<u>各種対象者への支援強化のほか、活動への参加促進のための移動支援や、世代を超えて楽しめる活動を求める声</u>」もあります。
--------------------------	---

(3) ワークショップからみる現状

解決すべき優先課題

近所付き合い

- ・地域のつながりの弱体化
- ・近所の人と顔を合わせることがない
- ・交流の場所を知らない人がいる
- ・ボランティア活動、若い方は仕事に子育てにと忙しいので中々参加がない

地域コミュニティ

- ・同年代の人たちが集まる場所がなくなっている
- ・短時間の預かり場所の不足（子ども・高齢者）
- ・地域の交流の場が少ない
- ・孤食の人が多い ・ひとり暮らし高齢者の孤立
- ・緊急時や災害時の地域の仕組みづくり
- ・高齢者の社会参加

交流

- ・集まって話ができる場所が欲しい
- ・高齢者の方がおしゃべりしたがっている
- ・ご近所さんに野菜のおすそ分け
- ・多世代が交流する機会がない

高齢者の見守り

- ・ひとり暮らしの方の孤立化・閉じこもり傾向
- ・家族と暮らしていても日中高齢者だけの家を訪問してあげるといい
- ・ひとり暮らしの方の安否確認

公共交通

- ・公共交通手段がない
- ・日常の買物や病院への足の確保
- ・バス停があるのに乗る人が少ない
- ・交通機関（バス・タクシー）が少ない
- ・自家用車以外の移動手段が弱い

各チーム一押し取組

顔見知りになろう！

- ・集会所を活用した多世代交流型イベント
- ・近所の方と顔の見える関係を築く

ドアを開けよう!! えがおとえがおのお付き合い

- ・地域の交流会からはじめて、近所の輪を広げていく

地域交流の場の増強・周知、参加促進

- ・町、社協と連携して新行事
- ・広報の掲載
- ・運転ボランティアの力を借りて、交流の場に通いやすく

人生楽しく語の場を

- ・認知症予防のために一緒に語ろう

スクールバスの空時間を利用する

- ・日中に動いていない時間を活用
- ・ドライバーの数を増やす
- ・資格を取る方を町で応援

この指とまれ!!

- ・各地区で集まりを開催
(行きやすい場所 集まりやすい場所)

高齢者の見守りと交流

- ・ひとり暮らしの高齢者を対象に、近所の人たちで集まって交流を深める（少人数）
- ・軽食程度で談話、見守りと安否確認



(4) 多古町社会福祉協議会の活動状況

社会福祉協議会では、地域住民のみなさまの参加と協力のもと、介護保険事業をはじめ、地域におけるネットワークづくりや広報などによる啓発活動、地域の活動に対する協力・支援など様々な活動を行っています。

主な事業①社会福祉の総合的な事業の企画、実施

事業名	事業内容
社会福祉に関する福祉ニーズの調査、研究	日常生活上の支援を受ける必要がある利用者の支援ニーズに関する調査研究

主な事業②地域ぐるみ福祉ネットワーク事業推進

事業名	事業内容
地区社会福祉協議会の事業の推進	地域の明るいまちづくりを進めることを目的に、地域の区長会・民生委員・保健推進員などで構成され、敬老会の開催、共同募金運動への協力などの活動を行っている。

主な事業③在宅福祉

事業名	事業内容
ひとり暮らし、寝たきり高齢者等への給食サービスの実施	多古町保健推進員に作って頂いたお弁当を、配食ボランティアの協力で年9回お届け。
日常生活用具の貸与事業の実施	車イス等の日常生活用具を貸付することにより、高齢者等の日常生活を援助し、在宅福祉と家族の介護能力の向上を図る。
ひとり暮らし高齢者等の友愛訪問活動の援助	70歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、乳酸菌飲料を配布しながら安否確認及びニーズの把握に役立てる。
外出支援サービス事業の実施	高齢者及び身体障がい者等で公共交通機関の利用が困難な方に対して、外出を支援するサービス
訪問介護事業の実施	自宅等にヘルパーを派遣し、自立した生活を送れるための、介護サービスの提供
居宅介護支援事業の実施	自宅で自立した生活をするための、ケアプランの作成やサービス調整
障害福祉サービス事業の実施	自宅等にヘルパーを派遣し、身体や家事援助の提供、もしくは外出先での援助の提供

主な事業④ボランティア活動の推進

事業名	事業内容
ボランティアセンター機能の充実	ボランティア連絡協議会、ボランティアセンター、災害ボランティアセンターの設置・運営
ボランティアグループの育成と活動援助	講習・町ボランティアの集いによる活動
ボランティア養成講座の開催、各種研修・研究会への参加	町ボランティアの集い・県ボランティアの集い、各種講座の参加
ボランティアの登録促進とボランティア保険の援助	町ボランティアの集いによる事業紹介、連絡協議会のボランティア保険加入

主な事業⑤共同募金

事業名	事業内容
赤い羽根共同募金運動の実施	10月～3月まで共同募金活動の実施
歳末たすけあい運動の実施	12月に歳末たすけあい運動の実施

主な事業⑥老人福祉

事業名	事業内容
各地区敬老会への助成	敬老の日行事負担金として、各地区社協へ助成している。
老人スポーツ大会への後援	老人クラブでの町、香取地区、県スポーツ大会の参加
老人クラブの育成	様々な行事を開催・参加し、健康促進を図る。
ミニデイサービス事業の実施	ひとり暮らし等で外出機会の少ない高齢者を対象に、外出機会の確保と仲間づくりを目的としたサービス

主な事業⑦障害者（児）福祉

事業名	事業内容
身体障害者スポーツ大会への参加	ニチレクボール大会の参加・協力
寝たきり身体障害者（児）への慰問	歳末たすけあい運動の実施
身体障害者（児）の日常生活用具等の相談、貸与	車イス、ベッド等の日常生活用具を貸付することにより、寝たきり高齢者等の日常生活を援助し、在宅福祉と家族の介護能力の向上を図る。
親子ふれあいの会への援助	親子ふれあいの会への助成を実施している。

主な事業⑧児童、青少年育成

事業名	事業内容
福祉教育の推進と助成	町内小学校にて車イス体験など実施。また、各学校への助成を行う。
青少年健全育成パイロット事業への助成	青少年健全育成パイロット事業連絡協議会への助成を実施している。
子ども会育成団体への助成	子ども会育成連絡協議会への助成を実施している。

主な事業⑨生活福祉資金、小口資金貸付

事業名	事業内容
資金貸付制度の普及、相談	町広報、社協広報に掲載。電話、面談にて相談者の置かれている状況を伺い、対応する方策を検討する。
資金の貸付、償還の推進、助言指導	世帯への貸付となるので、面談後必要な貸付を行い、償還まで民生委員とともに見守り、訪問を行っている。

主な事業⑩広報、啓発

事業名	事業内容
多古町社会福祉大会の開催	社会福祉功労者の顕彰、記念講演
広報、社会福祉「さざんか」の発行（年4回）	5月、8月、10月、3月に発行。各種事業の実施報告や社協の会務報告、活動状況を掲載している。
ホームページ、SNSを活用した情報発信	ホームページ、X、Facebookでの情報を随時発信する。

主な事業⑪心配ごと相談

事業名	事業内容
多古町心配ごと相談所の開設（毎水曜日）	広く住民の皆様の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行って地域福祉の増進を図ることを目的として開設する。
心配ごと相談員の各種研修・研究会への参加	研修会、勉強会への参加
多古町心配ごと相談所開設のPR	社協広報、HP、SNSや町広報誌での掲載
多古町心配ごと相談所運営委員会の開催	委員会の開催

主な事業⑫介護保険

事業名	事業内容
訪問介護事業の設置	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護サービスを設置
居宅介護支援事業の設置	自宅で自立した生活をするために、ケアプランの作成やサービス調整を行うための相談窓口を設置

主な事業⑬福祉サービス利用援助

事業名	事業内容
日常生活自立支援事業の普及、相談	社協広報、HP、SNSへの掲載。町保健福祉課または、親族・本人からの相談受付
高齢者、障がい者の自立した地域生活を支援	自身で各種の手続きや支払をすることに不安な方に福祉サービスを利用するための支援、日常的な金銭管理の支援を支援員・専門員が行っている。

⑭その他事業

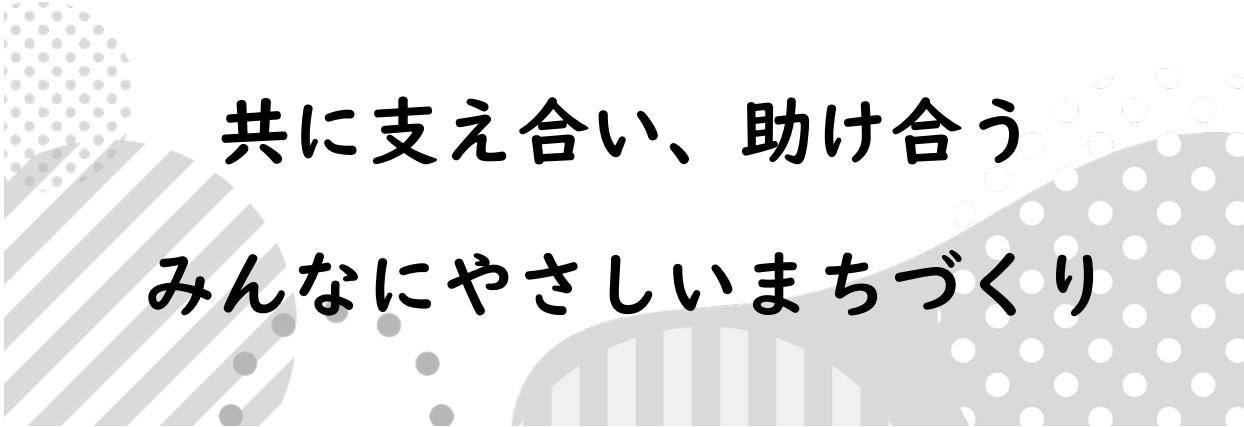
事業名	事業内容
各福祉関係団体への協力及び助成	地域福祉活動の促進を図るために、町内福祉活動団体へ助成金を交付
いきいき健康サロン多古「わあーか・ちいと」の運営	町からの委託を受け、いきいき健康サロン多古の管理運営を行っている。

3. 計画の基本的な方向性

(1) 基本理念

本計画と多古町が策定する地域福祉計画は、地域福祉推進の両輪となる2つの計画です。

本計画における基本理念・基本目標は、町が策定する地域福祉計画と共通とし、地域福祉推進の両輪となる2つの計画として、各種活動・取組の推進を図ります。



共に支え合い、助け合う
みんなにやさしいまちづくり

(2) 基本目標

基本目標1 共に支え合うまち（支え合う心・福祉の意識醸成）

基本目標2 共に助け合うまち（地域における助け合い・活動の充実）

基本目標3 みんなにやさしいまち（包括的なケア体制の構築・支援提供）



(3) 施策の展開 (地域福祉活動計画)

基本目標	施策・事業
基本目標 1 共に支え合うまち (支え合う心・福祉の意識醸成)	福祉教育の推進と助成
	赤い羽根共同募金運動の実施
	歳末たすけあい運動の実施
	日常生活自立支援事業の普及、相談
	高齢者、障がい者の自立した地域生活を支援
基本目標 2 共に助け合うまち (地域における助け合い・活動の充実)	ひとり暮らし、寝たきり高齢者等への配食サービスの実施
	ひとり暮らし高齢者等の友愛訪問活動の援助
	寝たきり身体障害者(児)への慰問
	青少年健全育成パイロット事業への助成
	各地区敬老会への助成
	老人スポーツ大会への後援
	老人クラブの育成
	身体障害者スポーツ大会への参加・協力
	親子ふれあいの会への援助
	子ども会育成団体への助成
	多古町社会福祉大会の開催
	各福祉関係団体への協力及び助成
	いきいき健康サロン多古「わあーか・ちいーと」の運営
	ボランティアセンター機能の充実
	ボランティアグループの育成と活動援助
ボランティア養成講座の開催、各種研修・研究会への参加	
ボランティアの登録促進とボランティア保険の援助	
地区社会福祉協議会の事業の推進	
基本目標 3 みんなにやさしいまち (包括的なケア体制の構築・支援提供)	日常生活用具の貸与事業の実施
	外出支援サービス事業の実施
	訪問介護事業の実施
	居宅介護支援事業の実施
	障害福祉サービス事業の実施
	ミニデイサービス事業の実施
	身体障害者(児)の日常生活用具等の相談、貸与
	資金貸付制度の普及、相談
	資金の貸付、償還の推進、助言指導
	多古町心配ごと相談所の開設(毎水曜日)
	心配ごと相談員の各種研修・研究会への参加
	多古町心配ごと相談所開設のPR
多古町心配ごと相談所運営委員会の開催	

基本目標1 共に支え合うまち(支え合う心・福祉の意識醸成)

アンケートやワークショップにおけるみんなの声



福祉に関して知りたいけど、
どこから情報を得たらいいんだろう？

困っている人の立場に立って
考えることが大事だし、
必要なことだよな！

大人が手本となることだ
助けている人を見ると、
次は私がやろう、と思うだろう



福祉に関する知識を得るための
研修会・講習会を開くことが大事
福祉意識の醸成にもつながる



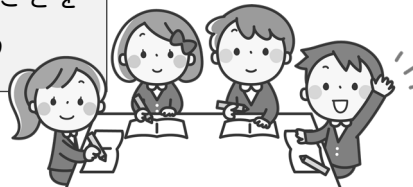
障がいがあると外へ出て歩くのが大変…
声をかけて、助けてくれたら嬉しい
手を差し伸べてほしい



まずは偏見や差別感を
なくすこと！
福祉の取組の前提となる
ものだと思う

困っていることを知って理解できると、
助けて欲しいことがわかって行動にできると思う

小学校などで、授業で福祉のことを
学ぶ取組も大切だと思う



色々な人がいる中で、
ハンディキャップや
個性が認められる社会に
なってほしいな



福祉のことを知って



福祉のことを学んで



みんなが優しい心で
支え合えるように

主な施策・取組

住民が福祉や人権に関する正しい知識と理解を深め、身近な問題として関心をもってもらえるように、広報誌やお知らせ、ホームページ等様々な媒体や機会を活用して継続して啓発します。あわせて、住民の地域活動や様々な取組の紹介及び情報提供に努めます。なお、情報発信を行う際には、ICT技術等を活用することで、年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが必要な情報を十分に取得できるよう努めます。

子どもたちへは、小中学校と連携を図り、福祉体験等を取り入れながら福祉の心を育むための啓発を継続して推進します。また、行政、福祉サービス事業者と連携して協働で開催するなど、地域が関わりながら子どもたちへの福祉教育を推進します。

地区社会福祉協議会活動や各種福祉活動団体及び地域・住民との話し合いの機会を確保し、地域の実情を把握するとともに、地域福祉に関する理解と住民意識の高揚に継続して努めていきます。

また、人権について考えたり、様々な立場の人々が共に理解を深め合っていくことのできる機会づくりを推進するとともに、関連する団体を支援します。

日常生活自立支援事業は、県社会福祉協議会と連携して高齢や認知症、障がいなどにより判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスを安心して利用するための利用手続きや日常生活に必要な事務手続き、金銭管理等をサポートします。成年後見制度の利用も含め、地域で安心して生活できるよう関係機関と連携しながら、適切な支援に努めます。

施策・事業	内容
福祉教育の推進と助成	福祉出前講座や世代間交流などを企画・立案する。
赤い羽根共同募金運動の実施	目標額を設定し、募金の周知や意義の啓発を図りながら、継続して実施する。
歳末たすけあい運動の実施	対象者が良い年末年始が送れるように募金の周知や意義の啓発を図りながら、継続して実施する。
日常生活自立支援事業の普及、相談	公共施設などにパンフレットを設置して、周知を図るとともに、相談について連携を図りながら対応する。
高齢者、障がい者の自立した地域生活を支援	支援員の確保・育成を図り、地域での自立した生活を継続できるように支援する。

基本目標2 共に助け合うまち(地域における助け合い・活動の充実)

アンケートやワークショップにおけるみんなの声

コロナ前にあった活動が
無くなってしまった



自分の足で動けるうちに、近所・地域の人と出会ったり、
集まったりできて、そして、その中で日常の
助け合いができれば、ひとり暮らしも淋しくない

地域での心配ごとや困ったことを気軽に
相談できる場所があるといいな

多世代が交流できるイベントをつくって
子どももおとなも高齢者も
近所の人と顔の見える関係を築く

近所のひとり暮らし高齢者で集まって、軽食と
談話で交流を深める(見守りと安否確認)



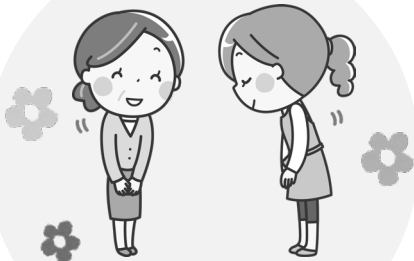
隣近所がいい関係でいる事が一番!
災害等があったとき、
互いに助け合うことができるから

小学校の体育館や公共施設を借り
たりして、気軽にできる運動を
みんなでやったらいいかも

外国の人とは言葉や文化の壁もあるので
「知らない人=不審者」となってしまう
ために交流する場が必要



自分のできる範囲で社会に協力したい!
社会活動への積極的な参加で、
交流を通じて楽しい人生を送れるように



ご近所さんとの交流や

見守りなどの
地域活動の実施で



みんなで助け合える
住みやすいまちに

主な施策・取組

地域での声かけや見守り活動については、対象となる高齢者世帯、障がい者世帯、生活困窮世帯、ひとり親世帯等の状況とニーズの把握に努めます。また、地域の様々な主体と住民一人ひとりの気づきを共有し、相談や連絡できる場をつくり、地域課題や住民ニーズの把握に努めます。

民生委員・児童委員が活動しやすくなるよう、情報や事例などの提供に努めるとともに、民生委員・児童委員が気軽に問い合わせ等ができる関係づくりに取り組みます。

これまであまり地域に関わりのなかった住民や若年層・働き盛りの世代に、様々な問題が身近なものであることを働きかけ、地域で子どもや支援が必要な高齢者等の見守り活動支援などの身近な取組に、新たな住民等の参加を促進し展開します。

多くの住民が集い、交流できる機会づくりにより、地域活動を活性化するため、各種団体の活動を支援します。

ボランティア団体の活動が円滑に行われるよう、研修への参加促進や情報提供等を行います。また、ボランティア体験や養成講座、相談対応などにより、新たな団体・会員の育成と参加を促進します。

社会福祉協議会は理事会・評議員会で組織しており、民間事業者であると同時に公共的な考え方も併せ持っています。多古町社会福祉協議会は、地域福祉の推進に関し中核的な役割を担い、福祉サービスと地域福祉活動が総合的に推進できる体制を確保し、適正な事業の運営と安定した経営基盤の強化を図ります。そのために、会員の位置づけや寄付活動の推進を検討するとともに、理事会・評議員会の機能強化に努めます。

共通の課題を抱える当事者組織や広域的なネットワークをもつ団体など、各福祉団体の活動を支援するとともに、町内の社会福祉施設、事業者、団体などがつながり、連携できるように検討します。

施策・事業	内容
ひとり暮らし、寝たきり高齢者等への配食サービスの実施	ひとり暮らしや介護が必要な高齢者の見守り、声かけとして、配食ボランティアの確保に努め、継続して実施する。
ひとり暮らし高齢者等の友愛訪問活動の援助	敷地内別居や日中独居など、ひとり暮らしではないが見守りが必要な高齢者への見守りについても検討しながら継続して実施する。
寝たきり身体障害者（児）への慰問	歳末たすけあい運動で、民生委員が訪問しており、継続して実施する。

施策・事業	内容
青少年健全育成パイロット事業への助成	青少年の地域での見守り活動として、協同で行う事業を取り入れて実施する。
各地区敬老会への助成	開催方法や区割り等の検討を行いながら、参加者の確保を図る。
老人スポーツ大会への後援	老人クラブ会員の増加を図るためのPRを行い、各種活動への参加につなげる。
老人クラブの育成	老人クラブ会員の増加を図るためのPRを行い、各種活動への参加につなげる。
身体障害者スポーツ大会への参加・協力	ニチレクボール大会に参加してもらい、交流や健康促進を図っており、継続して実施する。
親子ふれあいの会への援助	今後は、協同事業などの企画・立案を行う。
子ども会育成団体への助成	今後は、協同事業などの企画・立案を行う。
多古町社会福祉大会の開催	参加者増加に向け、開催年や内容、PR方法等の検討を行い、継続して実施する。
各福祉関係団体への協力及び助成	各福祉団体の活動支援・助成を継続して行う。
いきいき健康サロン多古「わぁーか・ちいと」の運営	立寄りやすい空間づくり、イベント企画等を行い、参加を促進する。
ボランティアセンター機能の充実	連絡協議会事務局として機能強化を図る。
ボランティアグループの育成と活動援助	内容や場所等を工夫し、参加者の増加を図る。
ボランティア養成講座の開催、各種研修・研究会への参加	内容や場所等を工夫し、参加者の増加を図る。
ボランティアの登録促進とボランティア保険の援助	内容や場所等を工夫し、参加者の増加を図る。
地区社会福祉協議会の事業の推進	6地区での地区社会福祉協議会の事業を推進する。

基本目標3 みんなにやさしいまち(包括的なケア体制の構築・支援提供)

アンケートやワークショップにおけるみんなの声

相談したときに、分からないで終わらず、質問者や相談者の納得が得られるまで寄り添うことが大事

行政で色々取り組んでいることが、町民や支援の対象者に伝わっていないと思う
必要としている人に伝わって、活用してもらえるようにしてほしい



住民同士の助け合いは必要だけど、それだけでは難しい
個人・地域では対応しきれないところは公の力が必要

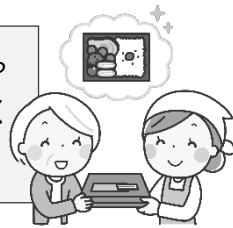
70歳をすぎても働きたい人は雇っていただきたい
元気に働きたい



多古の福祉施設で働く方は、できるだけ多古の方を雇ってほしい
多古に住む人達が働きやすいように

地域の中に不登校の子がいる何か解決策を提案できないものか

給食センターで給食を多めに作って、お弁当にして必要な人に安く提供する支援とかあるといいな



緊急時や災害時の支援の仕組みを地域で考えておくこと
自分たちでできることをしっかりと考えておくことが大事



ひとり暮らしの高齢者が地域で助け合いながら一緒に暮らせる集合住宅が欲しい



様々な支援・サービスの提供と

安全・安心のまちづくりで



誰ひとり取り残さない福祉を推進!

主な施策・取組

地域での包括的支援の視点に立った地域福祉活動を展開するため、地域へのアウトリーチや住民の気づきを解決につなげる仕組みづくりに向け、相談窓口の設置と住民のニーズを把握し、体制づくりを進めます。

地区社協活動やその他声かけ活動を通じて災害時に援護が必要な人・世帯の把握と、災害時支援の仕組みづくりを進め、災害時に対応できるように努めます。

災害時にボランティアセンターを設置して円滑に機能するよう、設置訓練の講習に参加し、ボランティアの受入れも含めた体制づくりと平常時の取組について検討します。

外出支援サービス事業、車イスの貸出、生活資金の貸し付けなどを継続して実施し、必要な人が利用できるように支援します。

在宅福祉サービス利用者が必要なサービスを利用して自立した生活を続けられるように支援するとともに、利用者や家族の状況の変化や課題に気づき、相談が必要な場合はつなぎ、連携して支援できるように努めます。そのためには、相談支援の連携を図るとともに、必要となるサービス、その提供体制なども含めた支援について検討・協議します。サービス提供に関して情報公開に努めるとともに、提供している福祉サービスの自己評価と、第三者による評価を促進します。

心配ごと相談所を様々な相談ができる場として住民に認知されるように、周知を図ります。あわせて、相談員の研修・学習の場を確保して、相談内容やフォローの必要性などについても共通理解が図れるように努めます。

民生委員・児童委員等の地域での相談や社会福祉協議会で対応している相談、行政での相談など、各種相談窓口のネットワーク化を図ります。

施策・事業	内容
日常生活用具の貸与事業の実施	貸与する日常生活用具の老朽化による更新などを検討しながら継続して実施する。
外出支援サービス事業の実施	外出支援が必要な人が利用できるように、周知やPRを行い、利用につなげていく。
訪問介護事業の実施	訪問介護を担うホームヘルパーの確保を図る。
居宅介護支援事業の実施	要支援・要介護認定を受ける高齢者の増加に伴い、ケアマネジャーの確保・育成を行い、担当数を平準化して対応するように努める。

施策・事業	内容
障害福祉サービス事業の実施	ホームヘルパーの確保を図る。
ミニデイサービス事業の実施	社会孤立、孤独を防ぐため、今後も各地域での活動を行う。
身体障害者（児）の日常生活用具等の相談、貸与	貸与する日常生活用具の老朽化による更新などを検討しながら継続して実施する。
資金貸付制度の普及、相談	利用者への適切な対応に努める。
資金の貸付、償還の推進、助言指導	利用者への適切な対応に努める。
多古町心配ごと相談所の開設 （毎水曜日）	相談窓口について周知やPRを行う。
心配ごと相談員の各種研修・研究会への参加	相談員の研修・勉強会を通じ、相談員の共通理解を促進する。
多古町心配ごと相談所開設のPR	社協広報への掲載、町広報への掲載、HPへの掲載を行う。
多古町心配ごと相談所運営委員会の開催	必要に応じて開催する。

4. 計画の推進に向けて

(1) 地域福祉活動の推進

地域福祉を推進するにあたっては、町行政と社会福祉協議会をはじめ、地域、住民等が地域でできることを主体的に活動していくことが大切になります。

地域福祉は、住民の相互理解と協調性により、地域の福祉課題をみんなが共有し、その解決に向けて社会福祉協議会と地域等が一体となって取り組むことが重要になります。また、地域の優れた環境や特性を活かしながら進めることも大切です。

(2) 地域福祉活動を担う主な主体の役割

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らしていくためには、地域の資源を活用して地域福祉の推進を図っていく必要があります。そのため、住民や町、社会福祉協議会、福祉関係団体、民間団体などの多様な主体が参画し、それぞれの役割を担いながら協働で取り組んでいくことが期待されます。

① 町の役割

地域生活課題を把握した上で、地域福祉計画に基づき、関係各課・関係団体等と協働した施策を計画的に推進します。

住民が主体となって課題の抽出や課題解決に取り組む環境づくりをはじめ、地域の課題を包括的に受け止める相談体制の構築などに取り組みます。

② 社会福祉協議会に期待される役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な団体として、各種社会福祉事業の企画・実施や福祉活動への住民の参加促進など、地域に密着した活動を安定的に継続して実施していくことが求められます。

③ 福祉関係の事業所・団体等に期待される役割

社会福祉法人は、各種社会福祉事業や公益事業を実施しており、平成 28 年の社会福祉法改正により、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえた地域における公益的な取組の実施に関する責務が規定されました。このため、各種地域生活課題等に対応していくなど、地域においてさらなる役割を担うことが期待されます。

福祉関係団体は、人材の育成や各種活動に参画して、地域福祉の充実に努めることが期待されています。そして、関係機関等の連携強化を図りながら、課題解決への取組が求められます。

④ 民生委員・児童委員に期待される役割

民生委員・児童委員は、担当地区等において、住民の暮らしや暮らしの中での課題の把握、要支援者に対する福祉サービスの情報提供や生活相談等の支援を行うなど、地域と町の関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。地域生活課題の複雑化や高齢者世帯の増加等により、地域の状況に応じた様々な活動が期待されています。

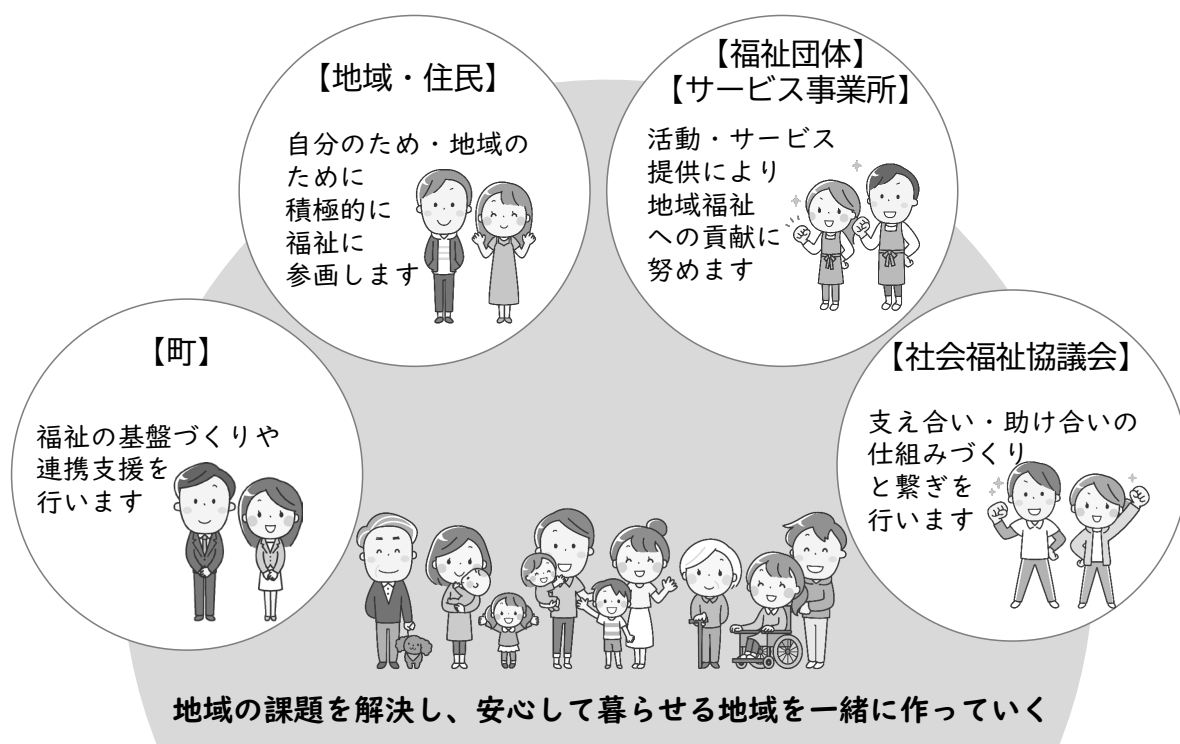
⑤ ボランティア団体やNPO等に期待される役割

地域福祉の担い手として、地域におけるニーズを把握し、それぞれの特長や能力、資源等を活かした活動が期待されています。

⑥ 自治会に期待される役割

自治会* は、住民に最も身近な組織であり、住民同士が互いに支え合う意識を高め、町や社会福祉協議会等と連携しながら、地域の見守りや防犯・防災をはじめ、環境美化や健康づくりなど様々な地域活動に取り組むことが期待されています。

各主体の役割



* : 自治会：地域における課題解決や相互扶助を目的に、住民が構成・組織する団体のこと。多古町では自治会・区会等が存在するが、ここではそれらを含む総称として「自治会」を用いる。

(3) 計画の推進に向けて

計画の推進に向けては、住民・関係団体・関係機関・事業者と行政が協働で取り組むため、社会福祉協議会をはじめ住民・関係団体・関係機関・事業者等と連携を十分に図り、ご意見・ご協力をいただきながら推進します。

① 計画の進捗状況の把握

計画を着実に推進するため、定期的に福祉施策の点検及び課題解決の検討・意見聴取を行い、施策への反映を図ります。

② 町との連携強化

町の地域福祉計画と十分に連携して推進していくため、課題の共有や解決方法の検討などを定期的に協議する場を確保します。

あわせて、町をはじめ、町内の社会福祉法人や福祉サービス事業所、関係団体、事業所等との積極的かつ有機的な連携を図ります。

③ 情報提供と周知

住民が保健福祉などのサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法には十分な配慮を行っていきます。

④ 情報共有と個人情報保護

より質の高い福祉・保健・医療サービスを提供していくため、サービス利用者に関する個人情報を行政、関係機関、事業者などで共有することが必要です。多種職間で共有した情報については、個人情報の漏えいや不正利用防止に向けた情報管理を徹底します。

5. 資料編

(1) 多古町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 多古町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）は、社会福祉法人多古町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が多古町における地域福祉を総合的な視点から推進するための計画を策定することを目的として設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画作成に掲げる事項を所掌する。
- (2) その他計画の作成に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名をもって組織する。

(委員の構成)

第4条 委員会は、下記の委員で構成し、会長がこれを委嘱する。

- (1) ボランティア関係
- (2) 社会福祉施設の代表
- (3) 社会福祉団体の代表
- (4) 地域の代表
- (5) 関係行政・機関
- (6) 識見を有するもの

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員の互選により、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(任期)

第7条 委員の任期は、多古町地域福祉活動計画の策定が完了したときに終わる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、本会事務局内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

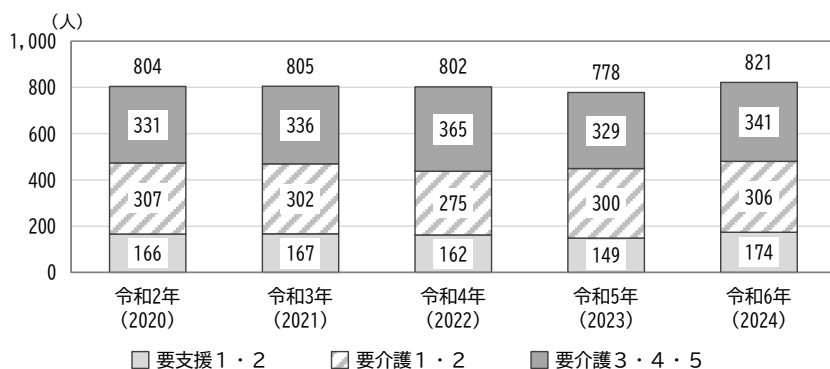
この要綱は、令和3年2月19日から適用する。

(2) 多古町地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	区 分	所属する団体等	役職等	氏 名	備考
1	ボランティア関係	多古町ボランティア連絡協議会	会長	並木 薫	
2		多古町防災ボランティア	代表	渡邊 信子	
3	社会福祉施設の代表	社会福祉法人榎の実会	理事	高安 一弘	
4	社会福祉団体の代表	多古町老人クラブ連合会	会長	中村 二郎	
5		多古町身体障害者福祉会	会長	大木 信夫	
6		多古町民生委員児童委員協議会	会長	平山 幸治	副委員長
7	地域の代表	多古町区長会	会長	石毛 豊秋	
8	関係行政・機関	多古町地域包括支援センター（社会福祉士）	包括支援係長	平野 香	
9	識見を有する者	多古町地区社協連絡会議	議長	並木 高明	委員長
10		多古町社会福祉協議会	会長	岡田 牧夫	

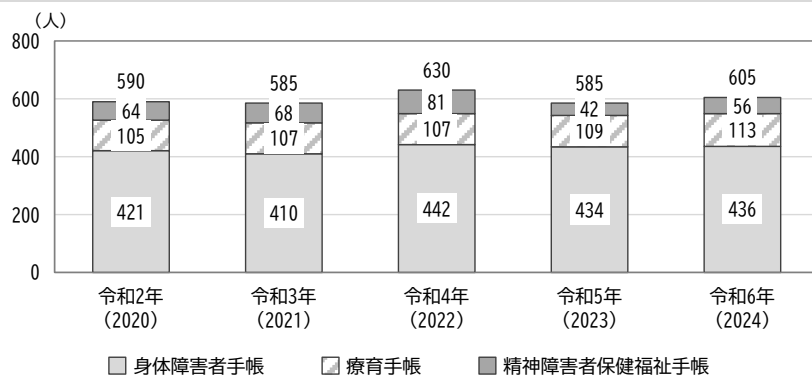
(3) 関連データ

● 要支援・要介護認定者数（※介護保険事業状況報告）



要支援・要介護認定者数は、増減を繰り返して推移しており、令和6年では821人となっています。構成比としては、要支援が約2割、要介護が約8割です。

● 障害者手帳所持者数（※保健福祉課）



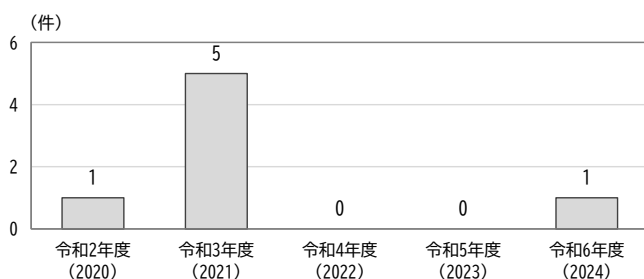
障害者手帳所持者数は、増減を繰り返して推移しており、令和6年では605人となっています。身体障害者、知的障害者、精神障害者の順で多い状況です。

● 虐待件数（※福祉行政報告・保健福祉課）

	相談・通報・通告対応件数			虐待認定・判断対応件数		
	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待	児童虐待	高齢者虐待	障害者虐待
令和2年度(2020)	21件	5件	0件	20件	3件	0件
令和3年度(2021)	11件	5件	1件	7件	0件	0件
令和4年度(2022)	26件	2件	2件	16件	2件	0件
令和5年度(2023)	19件	16件	0件	16件	8件	0件
令和6年度(2024)	15件	1件	0件	10件	1件	0件

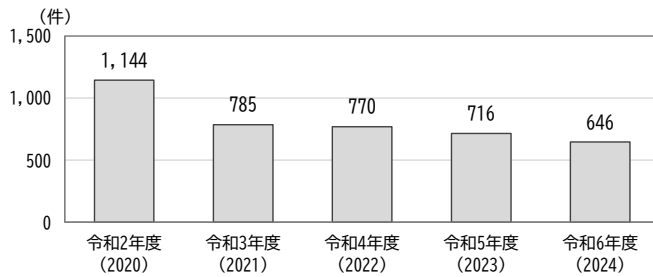
虐待認定・判断対応件数は、令和6年度で11件となっています。

● DV相談件数（※保健福祉課）



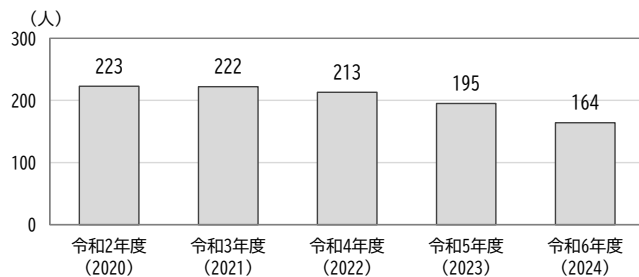
DV相談件数は、年によって件数にバラツキがありますが、令和6年度では1件となっています。

● ひきこもり相談件数（※千葉県障害者福祉推進課）★県（ひきこもり地域支援センター）データ



（県）ひきこもり相談件数は、減少傾向となっており、令和6年度では646件となっています。

● 避難行動要支援者名簿登録者数（※保健福祉課）



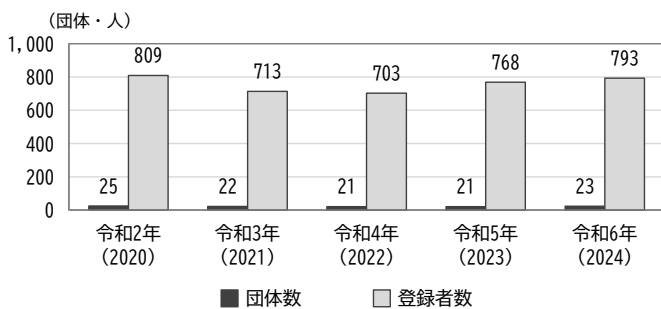
避難行動要支援者名簿登録者数は、令和6年度で164人となっています。

● 民生委員・児童委員の状況（※保健福祉課）

	民生委員				児童委員				主任児童委員			
	定員数	委嘱数	充足率	平均年齢	定員数	委嘱数	充足率	平均年齢	定員数	委嘱数	充足率	平均年齢
平成28年度 (2016)	33人	33人	100%	64.6歳	33人	33人	100%	64.6歳	2人	2人	100%	52.0歳
令和元年 (2019)	33人	32人	97%	65.1歳	33人	32人	97%	65.1歳	2人	2人	100%	55.0歳
令和4年 (2022)	33人	33人	100%	65.8歳	33人	33人	100%	65.8歳	2人	2人	100%	55.5歳
令和7年 (2025)	33人	33人	100%	65.7歳	33人	33人	100%	65.7歳	2人	2人	100%	58.5歳

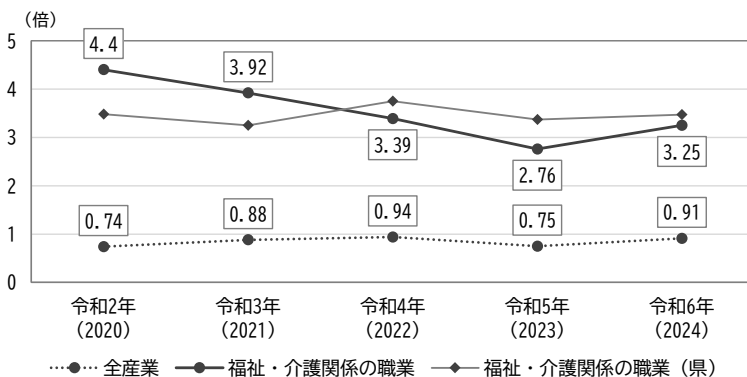
民生委員・児童委員・主任児童委員の充足率はほぼ100%となっています。

● ボランティア活動の状況（※社会福祉法人多古町社会福祉協議会）



ボランティア活動の登録者数は、令和4年以降増加傾向で、令和6年では793人となっています。

● 有効求人倍率（求人数／求職数）の状況（※ハローワーク佐原）



福祉・介護関係の職業に関する有効求人倍率は、全産業と比べて高く、令和6年では3.25倍となっています。（有効求人倍率が1を上回ると求人数＞求職数となり人手不足）

(4) アンケート等実施概要

①住民アンケート調査概要

調査の対象	調査期間	実施方法	回収数 (回収率)
18歳以上の方 2,000人 無作為抽出	令和7年 6月中旬～7月下旬	郵送での配布・回収 (調査票に二次元コードを記載し、 WEBでの回答も可とした)	665票 (33.3%)

②関係団体ヒアリングシート調査概要

調査の対象	調査期間	実施方法	回収数 (回収率)
多古町の 地域福祉施策に 関連する 関係団体20団体	令和7年 6月中旬～7月下旬	郵送での配布 郵送・ファックス・メール回収 (調査票に二次元コードを記載し、 WEBでの回答も可とした)	18票 (90.0%)

③ワークショップ概要

実施日時	実施テーマ等
令和7年 9月25日(水) 14:30～16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に向け、多古町の福祉行政に参加していただいている皆さんに、考えやアイデア等を検討・共有していただく機会として開催 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> テーマ：多古町の地域福祉に関する課題と優先的に解決すべき課題を検討する </div>

(5) 策定の経緯

日程	項目
令和7年 6月中旬～7月下旬	■住民アンケート調査・関係団体ヒアリングシート調査実施
9月25日	■ワークショップ開催
10月27日	■多古町 第1回地域福祉活動計画策定委員会 協議事項 (1) 第2次多古町地域福祉活動計画の策定について (2) 第2次多古町地域福祉活動計画骨子案について
令和8年 2月13日	■多古町 第2回地域福祉活動計画策定委員会 協議事項 (1) 第2次多古町地域福祉活動計画素案について
3月	■計画策定

(6) 用語集

【あ行】

アウトリーチ

自宅への訪問や出向きやすい場所での相談を行い、課題を抱える方を支援に繋げるよう積極的に働きかけること。潜在的な課題発見にも繋がる取組。

【か行】

協働

住民、活動団体・事業者、行政などの様々な主体が、それぞれの特性を活かし、互いの立場を認識・尊重しながら、課題解決等の共通目標に向かって、対等な立場で共に取り組むこと。

【さ行】

生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、日常生活に困難を抱えている方の相談を受け付け、自立した生活に向けて就労や住居の確保など、様々な面から支援するもの。

サロン

地域住民を活動の主体として、誰もが安心して暮らしていける地域づくり、仲間づくりを進める交流の場。

【た行】

ダブルケア

子育てと介護を同時に担うこと。

地域包括支援センター

住民の健康や生活の安定を支援し、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、保健医療の向上や福祉の増進を支援するための中心的役割を果たす施設。

DV

ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人などの親密な関係の相手から振るわれる暴力のこと。

【は行】

8050問題

80代の親がひきこもり等の課題を抱えている50代の子どもの生活を支えることで起きる様々な問題のこと。より年代が進んだ9060問題（90代と60代）も顕在化している。

避難行動要支援者

町に居住する要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮が必要な人）のうち、災害発生時に「自ら避難することが困難」「迅速に避難するために支援が必要」な人のこと。

包括的なケア体制

地域における課題に対応するため、各分野で横断的に連携し、切れ目なく一体的な（包括的な）支援が提供される体制のこと。

【ま行】

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談・助言活動に従事する人。各地域に配置され、様々な相談に応じ、各種関係機関への橋渡し等の支援活動を行う。

【や行】

ヤングケアラー

本来、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

【わ行】

ワンストップ

複数の部署等に分かれていた手続きや相談窓口を一本化し、一カ所で完結させること。

ワークショップ

意見聴取・アイデア共創の手法の一つで、参加者が主体的に関わり、対話、作業を通じて意見を出し合いまとめ上げる場。

第2次多古町地域福祉活動計画

令和8年3月発行

社会福祉法人 多古町社会福祉協議会

〒289-2241 千葉県香取郡多古町多古 777-1

TEL : 0479-76-5940 FAX : 0479-70-6072



た こ まち し ゃ か い ふ く し き ょ う ぎ か い
多古町社会福祉協議会

